

土木施設維持管理業務に入札参加する者の 社会保険等への加入促進について

技能労働者が多く従事する土木施設維持管理業務において、労働環境の改善を図るため、当該業務の競争入札参加資格に社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）への原則加入*を要件とします。

*社会保険等加入が適用除外のものは対象外とします。

平成30年度

土木施設維持管理の入札参加条件に「社会保険等に原則加入していること」を追加します。

- 平成30年度は入札参加時点で社会保険等未加入企業であっても、入札に参加することが可能です。入札執行後、速やかに加入をお願いします。

平成31・32年度

土木施設維持管理の契約条件に「社会保険等に原則加入していること」を追加します。

- 平成31年度からは「社会保険等への原則加入」を契約の条件とします。社会保険等への加入をお願いします。
- 社会保険等未加入の落札者については、指定した期日までに社会保険等に加入を誓約する書類を提出した場合に限り、契約を締結することができます。但し、指定した期日までに加入確認ができない場合は、契約を解除します。

平成33年度～

「土木施設維持管理」入札参加資格者名簿への登載は「社会保険等に原則加入していること」を条件とします。

- 平成33・34年度の入札参加資格者名簿の申請受付は、平成32年秋に実施します。

29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
周知期間 3月末まで	入札参加条件に「社会保険等に原則加入していること」を追加します。		契約の条件として「社会保険等に原則加入していること」を追加します。	入札参加資格者名簿への登載条件として「社会保険等に原則加入していること」を追加します。

※ 「社会保険等への加入」確認は、法令の規定により社会保険等に参加すべき者が適正に社会保険等に参加しているかを確認します。このため法令の規定により社会保険等への加入が適用除外となっている場合は、その適用除外が適正な適用除外かを確認します。